明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（医療情報の提供を受ける際の確認）

第五十六条　法第五十五条第一項の規定による確認は、次の各号に掲げる事項の区分に応じて、当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第五十五条第一項第一号の事項　医療情報を提供する医療情報取扱事業者から申告を受ける方法その他の適切な方法

二　法第五十五条第一項第二号の事項　法第五十二条第三項の規定により主務大臣の公表が行われた旨及び医療情報取扱事業者からの医療情報の取得の経緯を示す記録の提示を受ける方法その他の適切な方法

２　前項の規定にかかわらず、医療情報取扱事業者から他の医療情報の提供を受けるに際して既に前項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）をした事項については、当該事項の内容と当該提供に係る法第五十五条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（医療情報の提供を受ける際の記録事項）

第五十七条　法第五十五条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第五十二条第一項の規定により医療情報の提供を受けた年月日

二　法第五十五条第一項各号に掲げる事項

［三・四　略］

五　法第五十二条第三項の規定により公表されている旨

２　前項に掲げる事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第五十五条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録の作成を省略することができる。

（準用）

第五十八条　第五十三条及び第五十五条の規定は、認定匿名加工医療情報作成事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十三条		
［略］	第五十四条第一項	第五十五条第三項
認定匿名加工医療情報作成事業者に対し医療情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該認定匿名加工医療情報作成事業者に対し医療情報を継続的に若しくは反復して提供する	［号を削る。］	医療情報取扱事業者から継続的に若しくは反復して医療情報の提供を受けたとき、又は当該医療情報取扱事業者から継続的に若しくは反復して医療情報の提供を受ける
	［号を削る。］	

（医療情報の提供を受ける際の確認）

第三十六条　法第三十三条第一項の規定による確認は、次の各号に掲げる事項の区分に応じて、当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第三十三条第一項第一号の事項　医療情報を提供する医療情報取扱事業者から申告を受ける方法その他の適切な方法

二　法第三十三条第一項第二号の事項　法第三十条第三項の規定により主務大臣の公表が行われた旨及び医療情報取扱事業者からの医療情報の取得の経緯を示す記録の提示を受ける方法その他の適切な方法

２　前項の規定にかかわらず、医療情報取扱事業者から他の医療情報の提供を受けるに際して既に前項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）をした事項については、当該事項の内容と当該提供に係る法第三十三条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（医療情報の提供を受ける際の記録事項）

第三十七条　法第三十三条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十条第一項の規定により医療情報の提供を受けた年月日

二　法第三十三条第一項各号に掲げる事項

［三・四　同上］

五　法第三十条第三項の規定により公表されている旨

２　前項に掲げる事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十三条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録の作成を省略することができる。

（準用）

第三十八条　第三十三条及び第三十五条の規定は、認定匿名加工医療情報作成事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十三条		
［同上］	第三十二条第一項	第三十三条第三項
認定匿名加工医療情報作成事業者に対し医療情報を	提供したとき、	医療情報の提供を受けたとき、
提供する		医療情報の提供を受ける